

ネット上での名誉毀損・誹謗 中傷とプロバイダ責任制限法

南山法科大学院教授
町村泰貴

プロバイダ責任をめぐる 現在の問題状況

(1) 侵害形態

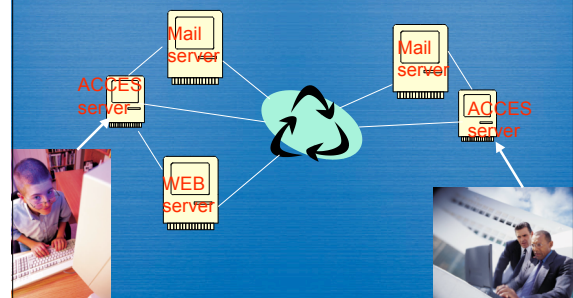
- 名誉毀損・誹謗中傷、プライバシー侵害
 - ・ 肖像権、パブリシティ権などの侵害も
 - ・ 企業に対する告発、政治・社会の問題提起
- 個人情報の流出
- 著作権侵害、商標・各種ライセンス侵害
- スпамメール
- フィッシング

プロバイダ責任をめぐる 現在の問題状況

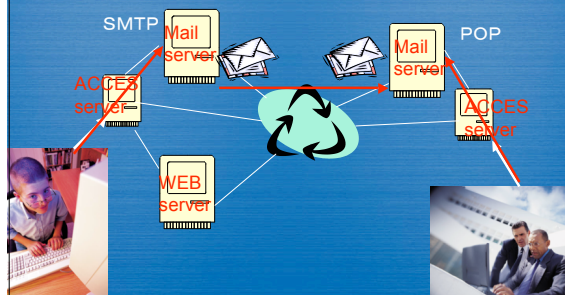
(2) 侵害に用いられるツール

- ウェブページ、ブログ
- 電子掲示板・電子会議室
 - ・ 2ちゃんねるなど匿名掲示板
- P 2 P
 - ・ Winnyなど
- 電子メール、メーリングリスト、メールマガジン
- それらの組み合わせ

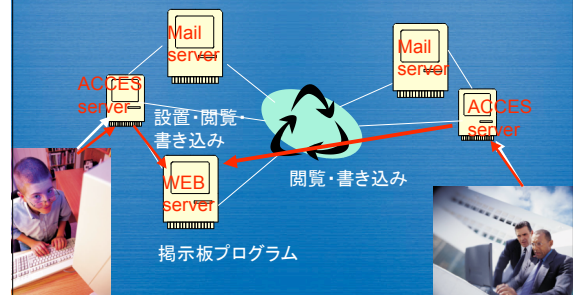
ISPの機能色々



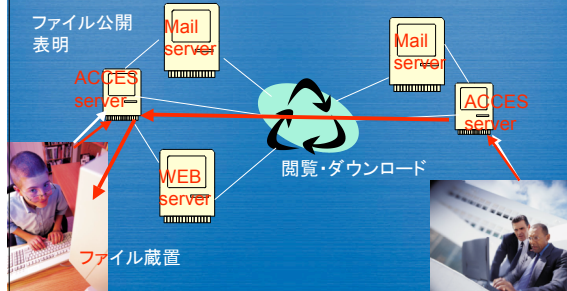
ISPの機能色々ーメール送受信



ISPの機能色々ーWEB掲示板



ISPの機能色々-P2P



プロバイダ責任制限法3条1項

侵害情報の送信防止をしなかった場合の免責

- 侵害情報による権利侵害がある
- ISPに侵害情報の送信防止措置が可能
- 侵害情報による権利侵害を知っている
- または、侵害情報の流通を知り、権利侵害の事実を知ることができた相当の理由がある



不法行為責任を負う可能性がある

プロバイダ責任制限法3条1項

侵害情報の送信防止をしなかった場合の免責

- ISPに侵害情報の送信防止措置が不可能
- または
 - 侵害情報による権利侵害を知らずかつ
 - 侵害情報の流通は知っていても、権利侵害の事実を知ることができた相当の理由がない



不法行為責任を負わない＝免責

プロバイダ責任制限法3条2項

侵害情報の送信防止をした場合の免責

- 必要な限度の送信防止措置でありかつ
 - 他人の不当な権利侵害を信じる相当の理由があった
- または
 - 侵害情報等を示して送信防止を求められ、送信者に同意の有無を照会し、7日以内に不同意の返事がなかった



不法行為や債務不履行責任を負わない

プロバイダ責任制限法4条

発信者情報開示請求

被害者による発信者情報開示請求
被害者の権利侵害が明白
損害賠償請求など開示の正当理由がある
発信者に対して開示についての意見照会



発信者の特定に資する情報を被害者に開示することができる

プロバイダの削除義務違反に関する現状

- プロバイダ (ISP、掲示板等の設置管理者) が削除義務違反による賠償責任を追及されるケースは最近目立たない。
- 免責規定のおかげか？
- プロバイダのリーガルリスクの高まり
 - 民事責任の高額化、刑事責任追及の可能性
- プロバイダの管理強化
- 発信者情報開示による発信者責任追及が可能となったこと

発信者情報開示請求権

- 発信者情報とは(省令)
 - ・ 氏名、住所
 - ・ メールアドレス
 - ・ IPアドレス
 - ・ 侵害情報の送信年月日、時刻

発信者情報開示請求権の問題点

- 権利侵害の有無の判断
 - ・ 特に名誉毀損の場合、社会的評価の低下に加えて、公共性、公益目的、真実性ないし相当性がある場合は名誉毀損の賠償責任が生じない。このすべてを判断して権利侵害があるかどうかを判定するのは困難。
 - ・ 本来発信者が証明責任を負う公共性・公益目的、真実性ないし相当性を被害者が証明しなければならないのも、プロバイダが証明しなければならないのもおかしい
 - ・ 加えて、やり取りの中での表現の評価は独特の困難がある。

発信者情報開示請求権の問題

- 発信者情報開示はアクセスプロバイダ(接続プロバイダ・経由プロバイダ)にも請求できるか？
- 特定電気通信：不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信

WEB掲示板



発信者情報開示請求の管轄

- 管轄の一般ルール
 - ・ 被告の所在地＝原則
 - ・ 不法行為地
 - ・ 動産・不動産の所在地(引渡や登記など)
 - ・ 財産権上の債権債務の履行地
 - 民法によれば、債権者の住所地が原則的履行地
- 発信者情報開示請求訴訟の管轄
 - ・ プロバイダの所在地だけか？
 - ・ 開示請求権者の所在地も管轄があるか？

訴訟によらない解決の可能性

- 仮の地位を定める仮処分
- 裁判上・裁判外の和解
 - ・ ガイドラインの充実が必要
- ADR？